(2)　権利者氏名　加藤小左エ門
徴収清算金額　14,762円
納期限　平成28年9月20日
(3)　権利者氏名　中井川伊左エ門
徴収清算金額　218,405円
納期限　平成28年9月20日
(4)　権利者氏名　中井川勘四郎
徴収清算金額　218,405円
納期限　平成28年9月20日
(5)　権利者氏名　中井川源右エ門
徴収清算金額　218,405円
納期限　平成28年9月20日
(6)　権利者氏名　中井川庄治郎
徴収清算金額　218,405円
納期限　平成28年9月20日
(7)　権利者氏名　中井川平三郎
徴収清算金額　218,405円
納期限　平成28年9月20日

教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、別紙納入通知書については、掲載を省略し、それを東京都練馬区土支田二丁目12番9号にある掲示板に掲示している。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十八年八月五日開催の臨時総会の決議により、平成二十八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五一番地の六

女川麺飯協同組合

清算人　木村　正樹

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

秋田県大仙市大曲栄町一一番五号

合資会社髙橋綿店

清算人　髙橋　路子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都文京区本郷二丁目三番七号

合同会社ジェイ・アイ・ワン

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、平成二十八年九月一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内

ペレグリンセミコンダクター株式会社

代表清算人　児玉　実史

解散公告

当社は、平成二十八年九月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都北区田端新町二丁目一六番八号

クールアイ株式会社

代表清算人　堀　栄真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都新宿区西落合四丁目一番一号

リサイクルショップ株式会社

代表清算人　都筑　大祐

解散公告

当社は、平成二十八年八月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番九号ユニゾ八丁堀ビル六階東京桜橋法律事務所内

株式会社アンサー

代表清算人　豊田　賢治

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都八王子市石川町二九五四番地五

株式会社アシスト

代表清算人　髙久　芳久

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都福生市牛浜九〇番地

株式会社貫井伊作商店

代表清算人　貫井さゆり

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十八年八月二十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都世田谷区北烏山六丁目二六番三号

有限会社エルエイト

代表清算人　安野　弘徳

解散公告

当社は解散しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

東京都八王子市本町一八番四号

亀井メリヤス有限会社

清算人　酒井　雅弘

連絡先　東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階　西東京共同法律事務所

解散公告

当社は、平成二十八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

神奈川県大和市西鶴間一丁目五番八―八〇一号

ａｒｂｏｒ株式会社

代表清算人　プルースト瞳

解散公告

当法人は、平成二十八年八月十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月九日

福井県福井市日之出二丁目二番一六号

特定非営利活動法人ふくい環境向上支援センター

清算人　吉川　守秋